

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

千葉市人事委員会規則第6号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成17年千葉市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法第28条の4から第28条の6まで」を「法第22条の4第1項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 千葉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年千葉市条例第22号）附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定による採用は、改正後の職員からの苦情相談に関する規則第2条第2号に規定する法第22条の4第1項の規定に基づく採用とみなして、同規則の規定を適用する。